

令和 7 年度

浅瀬石川二期農業水利事業

小阿弥幹線用水路上流部実施設計（その 3）他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和7年度浅瀬石川二期農業水利事業小阿弥幹線用水路上流部実施設計（その3）他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は浅瀬石川二期農業水利事業の工事実施のため、小阿弥幹線用水路、温湯左岸第2幹線用水路、高増幹線用水路及び中泉幹線排水路の実施設計を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする小阿弥幹線用水路は青森県黒石市大字境松地先、温湯左岸第2幹線用水路は青森県黒石市大字浅瀬石地先、高増幹線用水路は青森県北津軽郡藤崎町大字柏木堰地先、中泉幹線排水路は青森県北津軽郡板柳町大字柏木地先で、別添位置図に示すとおりである。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-4条

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

(2) 第三者照査の企業に要求される資格

- ア 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
イ 東北農政局において、令和7・8年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
ウ 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
エ 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
オ 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

- a 親会社と子会社の関係にある。
b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

(イ) 人的関係

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有す

る以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

(4) 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

(5) 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

(7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

(8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

審査項目

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
- b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
- c) 品質管理体制が確保されているか。
- d) 再委託先への支払いは適正か。

(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

(2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

(3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

(4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1－6 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第 1－16 条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。
- (2) 作業の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な推進を図るものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (4) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。

(管理技術者)

第 1－7 条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－8 条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。
また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－9 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－10 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－11 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 水路工（平成 26 年 3 月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第 2－2 条

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

ア 小阿弥幹線用水路

・設計流量：4.922～7.377m³/s

イ 温湯左岸第 2 幹線用水路

・設計流量：3.773m³/s

ウ 高増幹線用水路

・設計流量：2.453m³/s

エ 中泉幹線排水路（Ⅲ型）

・設計流量：10.527m³/s

オ 中泉幹線排水路（Ⅳ型）

・設計流量：9.076m³/s

(参考図書)

第 2－3 条

設計業務の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発行所等	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】	農村振興局整備部設計課	令和5年3月
2	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【鋼矢板水路腐食対策（補修）編】（案）	農村振興局整備部設計課	令和元年9月
3	農業水利施設保全補修ガイドブック2024	農業土木事業協会	令和6年7月

（貸与資料）

第2－4条

貸与資料は、次のとおりである。

貸 与 資 料	数 量	備 考
国営浅瀬石川二期土地改良事業計画書	1 式	
令和3年度着手国営土地改良事業 浅瀬石川二期地区全体実施設計書	1 式	
平成31年度 国営かんがい排水事業 小阿弥幹線用水路基本設計業務 報告書	1 式	
令和2年度 国営かんがい排水事業 小阿弥幹線用水路調査測量設計業務 報告書	1 式	
令和3～4年度 浅瀬石川二期農業水利事業 小阿弥幹線用水路測量設計（その1）業務 報告書	1 式	小阿弥幹線 用水路等
令和4年度 浅瀬石川二期農業水利事業 小阿弥幹線用水路中流部調査設計業務 報告書	1 式	
令和4年度 浅瀬石川二期農業水利事業 幹線用水路補強対策調査検討業務 報告書	1 式	
令和5年度 浅瀬石川二期農業水利事業 小阿弥幹線用水路上流部実施設計業務 報告書	1 式	
平成31年度 国営かんがい排水事業 中泉幹線排水路基本設計業務 報告書	1 式	中泉幹線 排水路
令和4～5年度 浅瀬石川二期農業水利事業 中泉幹線排水路上流部調査測量設計業務 報告書	1 式	

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2－5条

第2－3条、第2－4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1） 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2） 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3） 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 設計作業内容

（作業項目及び数量）

第3－1条

本作業における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は「別紙－１～別紙－５」の作業項目内訳表（該当項目）○印で示すものとする。

作業項目	数量	備考
用水路（開水路）実施設計	L=1.267km	小阿弥幹線用水路 $2 \leq Q < 10\text{m}^3/\text{s}$
用水路（開水路）実施設計	L=0.428km	温湯左岸第２幹線用水路 $2 \leq Q < 10\text{m}^3/\text{s}$
用水路（開水路）実施設計	L=0.305km	高増幹線用水路 $2 \leq Q < 10\text{m}^3/\text{s}$
排水路 実施設計	L=0.352km	中泉幹線排水路（Ⅲ型） $10 \leq Q < 30\text{m}^3/\text{s}$
排水路 実施設計	L=0.990km	中泉幹線排水路（Ⅳ型） $Q < 10\text{m}^3/\text{s}$

（設計作業の留意点）

第３－２条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （１） 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- （２） 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （３） 第２－３条、第２－４条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （４） 施工上、特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- （５） 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
https://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
 - ・ 新技術情報システム（NETIS）は、
<https://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。
- （６） 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・ 「工事工種の体系化」は
https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。
- （７） 情報共有システムについては以下のとおりである。
 - １） 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
 - ２） 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
 - ３） 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

（業務の成果品質確保対策）

第３－３条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１） 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項は変更する場合がある。

ア） 設計条件・前提条件

イ） 業務計画の妥当性

ウ） スケジュール

エ） 設計変更内容

オ） その他

イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

（２） 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

（３） 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

（４） 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

（５） 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第３－４条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１） 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）

は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

初 回 設計作業着手前の段階

第2回 中間打合せ(設計計画段階)

第3回 中間打合せ(施工計画検討段階)

第4回 中間打合せ(取りまとめ段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いのうえで打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物の提出)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
- (3) 図面 1式

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県黒石市追子野木3丁目145番1号
東北農政局津軽土地改良建設事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合
- (4) 設計内容等の変更又は測量、地質調査等の追加が必要となった場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合
- (7) その他

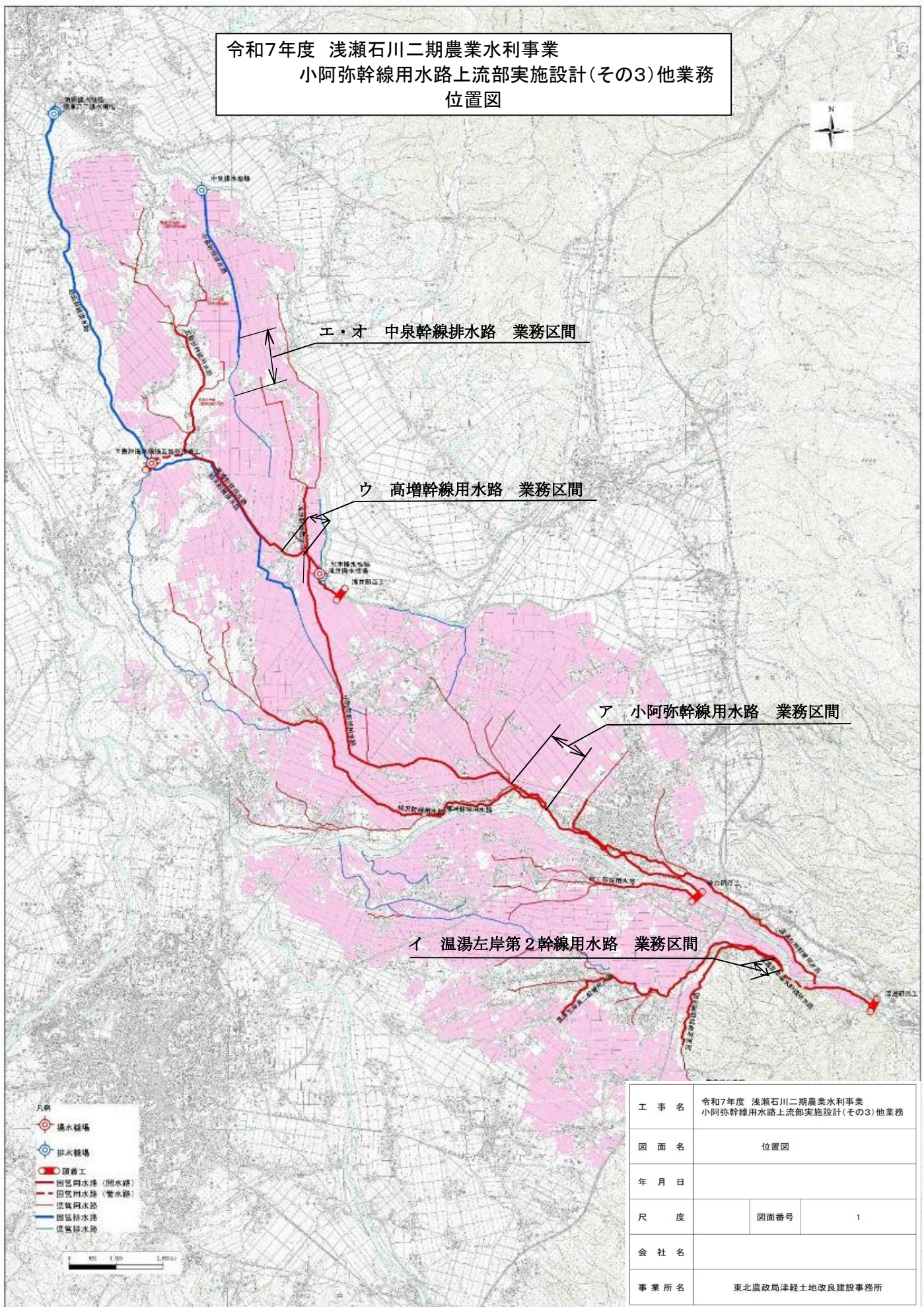
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度 浅瀬石川二期農業水利事業
小阿弥幹線用水路上流部実施設計(その3)他業務
位置図



工 事 名	令和7年度 浅瀬石川二期農業水利事業 小阿弥幹線用水路上流部実施設計（その3）他業務		
図 面 名	位置図		
年 月 日			
尺 度	図面番号	1	
会 社 名			
事 業 所 名	東北農政局津軽土地改良建設事務所		

設計業務

ア 小阿弥幹線用水路 実施設計

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄	備考
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。なお、過年度の現地調査結果を確認し、現地の変更又は変化等の箇所を調査する。	○	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料等の内容を把握する。なお、過年度の実施設計の検討諸元、事項、経過等を整理する。	○	
3 設計計画			
3-1 基本条件の検討	詳細実測資料等に基づく施設構造・水理構造条件を決定する。ま お、貸与資料、現地調査等から1/500 地形図(実測図)等で検討し、決 定する。	○	
3-2 水路タイプ及び断面形状の検討	過年度の実施設計も踏まえ、水路タイプ及び工事实施断面の詳細 を決定する。なお、全計画路線における水頭配分により水路タイプに 対応する断面型を決定する。	○	
4 水理検討			
4-1 水理計算	各種損失水頭の計算及び実施断面毎の水理計算を行う。なお、全損 失水頭を計算し実施断面毎に適正な粗度係数により水理計算を行い その断面形及び水頭配分の適否を検討する。	○	
4-2 水理縦断面作成	詳細水理縦断面図を作成する。なお、水理計算結果に基づいた設計水 位、水路底標高の縦断面図(1/500)等を作成する。	○	
5 構造計算	設計計画に基づく全ての工事实施断面について詳細構造計算を行 う。なお、実施断面形の変化及び荷重の変化に対応する断面を対象に 構造計算等(安定計算、構造計算等)を行う。	○	
6 構造図作成	設計計画に基づく全ての工事实施断面の詳細構造図、その他パレ ル割、流入工、横断工、ドレーン等の構造詳細図、その他必要な構造 詳細図を作成する。なお、構造詳細図とは、上記の他に施工上必要な 基礎工及び箱抜図等を全て含む。	○	
7 平面縦断面図作成	全断面の位置及び表示区分、関連施設、流入施設、横断施設、安全 施設、管理施設等を記入する。なお、縮尺の標準は、縦1/100、横 1/500 等とし、測点間隔は、100m又は50m等とする。	○	
8 数量計算	数量算出要領に基づき工区毎、施工方法区分毎、水路タイプ毎の 工事实施に必要(附帯工材料、流入工材料、横断工材料、仮設工材 料等)な詳細の数量計算を行う。	○	
9 施工計画	施工基本方針の検討、施工順序、工事用道路計画、仮排水計画、 全体工程計画等を作成する。	○	
10 概算工事費積算	作成した数量計算書に基づき、各工種の単価を作成し、概算工事費 を積算する。なお、仮設費は工事实態に則した積み上げ又は適切な率 計上により、算定する。	○	
11 総合検討	上記の全ての作業について、決定根拠、決定に係る妥当性、用地範 囲等について総合的に検討し、設計及び工事实施の観点からコメント 等を付記する。	○	
12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の 作成を行う。なお、照査の観点を明確にし、照査ポイントを付記する。	○	
13 点検取りまとめ	上記の全ての作業に係る点検取りまとめ及び報告書作成を行う。な お、点検取りまとめの観点を明確にし、点検取りまとめのポイントを付記 する。	○	

設計業務

イ 温湯左岸第2幹線用水路 実施設計

作業項目	作業内容	作業 実施欄	備考
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。なお、過年度の現地調査結果を確認し、現地の変更又は変化等の箇所を調査する。	○	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料等の内容を把握する。なお、過年度の実施設計の検討諸元、事項、経過等を整理する。	○	
3 設計計画			
3-1 基本条件の検討	詳細実測資料等に基づく施設構造・水理構造条件を決定する。ま お、貸与資料、現地調査等から1/500 地形図(実測図)等で検討し、決 定する。	○	
3-2 水路タイプ及び断面形状の検討	過年度の実施設計も踏まえ、水路タイプ及び工事实施断面の詳細 を決定する。なお、全計画路線における水頭配分により水路タイプに 対応する断面型を決定する。	○	
4 水理検討			
4-1 水理計算	各種損失水頭の計算及び実施断面毎の水理計算を行う。なお、全損 失水頭を計算し実施断面毎に適正な粗度係数により水理計算を行い その断面形及び水頭配分の適否を検討する。	○	
4-2 水理縦断面作成	詳細水理縦断面図を作成する。なお、水理計算結果に基づいた設計水 位、水路底標高の縦断面図(1/500)等を作成する。	○	
5 構造計算	設計計画に基づく全ての工事实施断面について詳細構造計算を行 う。なお、実施断面形の変化及び荷重の変化に対応する断面を対象に 構造計算等(安定計算、構造計算等)を行う。	○	
6 構造図作成	設計計画に基づく全ての工事实施断面の詳細構造図、その他パレ ル割、流入工、横断工、ドレーン等の構造詳細図、その他必要な構造 詳細図を作成する。なお、構造詳細図とは、上記の他に施工上必要な 基礎工及び箱抜図等を全て含む。	○	
7 平面縦断面図作成	全断面の位置及び表示区分、関連施設、流入施設、横断施設、安全 施設、管理施設等を記入する。なお、縮尺の標準は、縦1/100、横 1/500 等とし、測点間隔は、100m又は50m等とする。	○	
8 数量計算	数量算出要領に基づき工区毎、施工方法区分毎、水路タイプ毎の 工事实施に必要(附帯工材料、流入工材料、横断工材料、仮設工材 料等)な詳細の数量計算を行う。	○	
9 施工計画	施工基本方針の検討、施工順序、工事用道路計画、仮排水計画、 全体工程計画等を作成する。	○	
10 概算工事費積算	作成した数量計算書に基づき、各工種の単価を作成し、概算工事費 を積算する。なお、仮設費は工事实態に則した積み上げ又は適切な率 計上により、算定する。	○	
11 総合検討	上記の全ての作業について、決定根拠、決定に係る妥当性、用地範 囲等について総合的に検討し、設計及び工事实施の観点からコメント 等を付記する。	○	
12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の 作成を行う。なお、照査の観点を明確にし、照査ポイントを付記する。	○	
13 点検取りまとめ	上記の全ての作業に係る点検取りまとめ及び報告書作成を行う。な お、点検取りまとめの観点を明確にし、点検取りまとめのポイントを付記 する。	○	

設計業務

ウ 高増幹線用水路 実施設計

作業項目	作業内容	作業 実施欄	備考
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。なお、過年度の現地調査結果を確認し、現地の変更又は変化等の箇所を調査する。	○	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料等の内容を把握する。なお、過年度の実施設計の検討諸元、事項、経過等を整理する。	○	
3 設計計画			
3-1 基本条件の検討	詳細実測資料等に基づく施設構造・水理構造条件を決定する。ま お、貸与資料、現地調査等から1/500 地形図(実測図)等で検討し、決 定する。	○	
3-2 水路タイプ及び断面形状の検討	過年度の実施設計も踏まえ、水路タイプ及び工事实施断面の詳細 を決定する。なお、全計画路線における水頭配分により水路タイプに 対応する断面型を決定する。	○	
4 水理検討			
4-1 水理計算	各種損失水頭の計算及び実施断面毎の水理計算を行う。なお、全損 失水頭を計算し実施断面毎に適正な粗度係数により水理計算を行い その断面形及び水頭配分の適否を検討する。	○	
4-2 水理縦断面作成	詳細水理縦断面図を作成する。なお、水理計算結果に基づいた設計水 位、水路底標高の縦断面図(1/500)等を作成する。	○	
5 構造計算	設計計画に基づく全ての工事实施断面について詳細構造計算を行 う。なお、実施断面形の変化及び荷重の変化に対応する断面を対象に 構造計算等(安定計算、構造計算等)を行う。	○	
6 構造図作成	設計計画に基づく全ての工事实施断面の詳細構造図、その他パレ ル割、流入工、横断工、ドレーン等の構造詳細図、その他必要な構造 詳細図を作成する。なお、構造詳細図とは、上記の他に施工上必要な 基礎工及び箱抜図等を全て含む。	○	
7 平面縦断面図作成	全断面の位置及び表示区分、関連施設、流入施設、横断施設、安全 施設、管理施設等を記入する。なお、縮尺の標準は、縦1/100、横 1/500 等とし、測点間隔は、100m又は50m等とする。	○	
8 数量計算	数量算出要領に基づき工区毎、施工方法区分毎、水路タイプ毎の 工事实施に必要(附帯工材料、流入工材料、横断工材料、仮設工材 料等)な詳細の数量計算を行う。	○	
9 施工計画	施工基本方針の検討、施工順序、工事用道路計画、仮排水計画、 全体工程計画等を作成する。	○	
10 概算工事費積算	作成した数量計算書に基づき、各工種の単価を作成し、概算工事費 を積算する。なお、仮設費は工事实態に則した積み上げ又は適切な率 計上により、算定する。	○	
11 総合検討	上記の全ての作業について、決定根拠、決定に係る妥当性、用地範 囲等について総合的に検討し、設計及び工事实施の観点からコメント 等を付記する。	○	
12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の 作成を行う。なお、照査の観点を明確にし、照査ポイントを付記する。	○	
13 点検取りまとめ	上記の全ての作業に係る点検取りまとめ及び報告書作成を行う。な お、点検取りまとめの観点を明確にし、点検取りまとめのポイントを付記 する。	○	

設計業務

エ 中泉幹線排水路(Ⅲ型) 実施設計

作業項目	作業内容	作業 実施欄	備考
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。なお、過年度の現地調査結果を確認し、現地の変更又は変化等の箇所を調査する。	○	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料等の内容を把握する。なお、過年度の実施設計の検討諸元、事項、経過等を整理する。	○	
3 設計計画			
3-1 基本条件の検討	詳細実測資料等に基づく施設構造・水理構造条件を決定する。ま お、貸与資料、現地調査等から1/500 地形図(実測図)等で検討し、決 定する。	○	
3-2 排水路タイプ及び 断面形状の検討	水路タイプ及び工事実施断面の詳細を決定する。なお、全計画路線 における水頭配分により水路タイプに対応する断面型を決定する。	○	
4 水理検討			
4-1 水理計算	各種損失水頭の計算及び実施断面毎の水理計算を行う。なお、全損 失水頭を計算し実施断面毎に適正な粗度係数により水理計算を行い その断面形及び水頭配分の適否を検討する。	○	
4-2 水理縦断面作成	詳細水理縦断面図を作成する。なお、水理計算結果に基づいた設計水 位、水路底標高の縦断面図(1/500)等を作成する。	○	
5 構造計算	設計計画に基づく全ての工事実施断面について詳細構造計算を行 う。なお、実施断面形の変化及び荷重の変化に対応する断面を対象に 構造計算等(安定計算、構造計算等)を行う。	○	
6 構造図作成	設計計画に基づく全ての工事実施断面の詳細構造図、その他パレ ル割、流入工、横断工、ドレーン等の構造詳細図、その他必要な構造 詳細図を作成する。なお、構造詳細図とは、上記の他に施工上必要な 基礎工及び箱抜図等を全て含む。	○	
7 平面縦断面図作成	全断面の位置及び表示区分、関連施設、流入施設、横断施設、安全 施設、管理施設等を記入する。なお、縮尺の標準は、縦1/100、横 1/500 等とし、測点間隔は、100m又は50m等とする。	○	
8 数量計算	数量算出要領に基づき工区毎、施工方法区分毎、水路タイプ毎の 工事実施に必要な(附帯工材料、流入工材料、横断工材料、仮設工材 料等)な詳細の数量計算を行う。	○	
9 施工計画	施工基本方針の検討、施工順序、工事用道路計画、仮排水計画、 全体工程計画等を作成する。	○	
10 概算工事費積算	作成した数量計算書に基づき、各工種の単価を作成し、概算工事費 を積算する。なお、仮設費は工事実態に則した積み上げ又は適切な率 計上により、算定する。	○	
11 総合検討	上記の全ての作業について、決定根拠、決定に係る妥当性、用地範 囲等について総合的に検討し、設計及び工事実施の観点からコメント 等を付記する。	○	
12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の 作成を行う。なお、照査の観点を明確にし、照査ポイントを付記する。	○	
13 点検取りまとめ	上記の全ての作業に係る点検取りまとめ及び報告書作成を行う。な お、点検取りまとめの観点を明確にし、点検取りまとめのポイントを付記 する。	○	

設計業務

オ 中泉幹線排水路(IV型) 実施設計

作業項目	作業内容	作業 実施欄	備考
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。なお、過年度の現地調査結果を確認し、現地の変更又は変化等の箇所を調査する。	○	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料等の内容を把握する。なお、過年度の実施設計の検討諸元、事項、経過等を整理する。	○	
3 設計計画			
3-1 基本条件の検討	詳細実測資料等に基づく施設構造・水理構造条件を決定する。ま お、貸与資料、現地調査等から1/500 地形図(実測図)等で検討し、決 定する。	○	
3-2 排水路タイプ及び 断面形状の検討	水路タイプ及び工事实施断面の詳細を決定する。なお、全計画路線 における水頭配分により水路タイプに対応する断面型を決定する。	○	
4 水理検討			
4-1 水理計算	各種損失水頭の計算及び実施断面毎の水理計算を行う。なお、全損 失水頭を計算し実施断面毎に適正な粗度係数により水理計算を行い その断面形及び水頭配分の適否を検討する。	○	
4-2 水理縦断面作成	詳細水理縦断面図を作成する。なお、水理計算結果に基づいた設計水 位、水路底標高の縦断面図(1/500)等を作成する。	○	
5 構造計算	設計計画に基づく全ての工事实施断面について詳細構造計算を行 う。なお、実施断面形の変化及び荷重の変化に対応する断面を対象に 構造計算等(安定計算、構造計算等)を行う。	○	
6 構造図作成	設計計画に基づく全ての工事实施断面の詳細構造図、その他パレ ル割、流入工、横断工、ドレーン等の構造詳細図、その他必要な構造 詳細図を作成する。なお、構造詳細図とは、上記の他に施工上必要な 基礎工及び箱抜図等を全て含む。	○	
7 平面縦断面図作成	全断面の位置及び表示区分、関連施設、流入施設、横断施設、安全 施設、管理施設等を記入する。なお、縮尺の標準は、縦1/100、横 1/500 等とし、測点間隔は、100m又は50m等とする。	○	
8 数量計算	数量算出要領に基づき工区毎、施工方法区分毎、水路タイプ毎の 工事实施に必要(附帯工材料、流入工材料、横断工材料、仮設工材 料等)な詳細の数量計算を行う。	○	
9 施工計画	施工基本方針の検討、施工順序、工事用道路計画、仮排水計画、 全体工程計画等を作成する。	○	
10 概算工事費積算	作成した数量計算書に基づき、各工種の単価を作成し、概算工事費 を積算する。なお、仮設費は工事实態に則した積み上げ又は適切な率 計上により、算定する。	○	
11 総合検討	上記の全ての作業について、決定根拠、決定に係る妥当性、用地範 囲等について総合的に検討し、設計及び工事实施の観点からコメント 等を付記する。	○	
12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の 作成を行う。なお、照査の観点を明確にし、照査ポイントを付記する。	○	
13 点検取りまとめ	上記の全ての作業に係る点検取りまとめ及び報告書作成を行う。な お、点検取りまとめの観点を明確にし、点検取りまとめのポイントを付記 する。	○	